

【図表19】 令和6年度の振替加算の加算額（老齢基礎年金）

生 年 月 日	振替加算額			年 額
	加給年金額	×	政令で定める率	
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	234,100	円×	1.000	234,100円
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	234,100	円×	0.973	227,779円
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	234,100	円×	0.947	221,693円
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	234,100	円×	0.920	215,372円
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	234,100	円×	0.893	209,051円
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	234,100	円×	0.867	202,965円
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	234,100	円×	0.840	196,644円
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	234,100	円×	0.813	190,323円
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	234,100	円×	0.787	184,237円
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	234,100	円×	0.760	177,916円
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	234,100	円×	0.733	171,595円
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	234,100	円×	0.707	165,509円
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	234,100	円×	0.680	159,188円
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	234,100	円×	0.653	152,867円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	234,100	円×	0.627	146,781円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	234,100	円×	0.600	140,460円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	234,100	円×	0.573	134,139円
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	234,100	円×	0.547	128,053円
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	234,100	円×	0.520	121,732円
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	234,100	円×	0.493	115,411円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	234,100	円×	0.467	109,325円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	234,100	円×	0.440	103,004円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	234,100	円×	0.413	96,683円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	234,100	円×	0.387	90,597円
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	234,100	円×	0.360	84,276円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	234,100	円×	0.333	77,955円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	234,100	円×	0.307	71,869円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	234,100	円×	0.280	65,548円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	234,100	円×	0.253	59,227円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	234,100	円×	0.227	53,141円
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	234,800	円×	0.200	46,960円
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	234,800	円×	0.173	40,620円
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	234,800	円×	0.147	34,516円
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	234,800	円×	0.120	28,176円
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	234,800	円×	0.093	21,836円
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	234,800	円×	0.067	15,732円
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	234,800	円×	0.067	15,732円
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	234,800	円×	0.067	15,732円
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	234,800	円×	0.067	15,732円
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	234,800	円×	0.067	15,732円
昭和41年4月2日以後	—	—	—	—

緑色で網掛けしたのは69歳以上の既裁定者、白抜き文字は68歳の既裁定者、ブルーで網掛けしたのは67歳以下の新規裁定者の年齢区分。